

亀山市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月19日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

川崎町堂坂自治会

2 変更があった事項及びその内容

区域

変更前 本会の区域は、亀山市川崎町2008番地3から2013番地まで、2785番地4、2785番地20、2840番地から2851番地まで、2858番地、2859番地、2924番地1、2946番地5から3012番地1まで、3018番地2、3075番地3、3133番地、4934番地から4941番地2、4943番地2、4946番地1及び4955番地2の区域とする。

変更後 本会の区域は、亀山市川崎町2008番地3から2013番地まで、2785番地2、2785番地4、2785番地20、2840番地から2851番地まで、2858番地、2859番地、2924番地1、2946番地5から3012番地1まで、3018番地2、3075番地3、3133番地、4934番地から4941番地2、4943番地2、4946番地1及び4955番地2の区域とする。

3 変更の年月日

令和3年1月17日

4 変更の理由

新会員加入のため